

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のこよみ

ご自分の予定を確認して下さい

9/28(月) 先勝
29(火) 友引 米大統領選・1回目のテレビ討論会
30(水) 先負 7月決算法人の確定申告ほか
10/ 1(木) 仏滅 十五夜、労働衛生週間、国勢調査
2(金) 大安
3(土) 赤口
4(日) 先勝

## 今週のこよみ

政府は新型コロナ対策で実施している入国制限について、観光客を除きビジネスなどで中長期間滞在の外国人を対象に条件付きでの入国を来月以降、順次認める方針。

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
9/21(月) 敬老の日		
22(火) 秋分の日		
23(水) 23,346 ▼14	104.97 ▼0.40	
24(木) 23,088 ▼258	105.30 ▼0.33	
25(金) 23,205 △117	105.38 ▼0.08	

## 10月から実施される主な税制は

◎たばこ税の見直し……平成30年10月から段階的に実施されている、たばこ税の引上げと加熱式たばこの課税方式の見直しに伴い増税となります。また、リトルシガーと呼ばれる軽量な葉巻たばこの課税方式も見直され、2段階で増税となります。

◎酒税の見直し……ビール系飲料(ビール、発泡酒、新ジャンル)や醸造酒類(清酒、果実酒等)などの酒税率の段階的な見直しが実施され、新ジャンル(第三のビール)や果実酒は引上げとなる一方、ビールや発泡酒、清酒などは引下げられます。

◎年末調整手続の電子化……給与所得者が勤務先に提出する生命保険料控除、地震保険料控除、住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、保険会社等から取得した電子データによる提供が可能となります。

◎電子帳簿保存法の見直し……電子的に受け取った請求書等をデータのまま保存する場合の要件について、①受領者が自由にデータを改変できないシステム等を利用している場合や、②発行者側でタイムスタンプを付与している場合は、受領者によるタイムスタンプの付与を不要とします。

◎居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の見直し……居住用賃貸建物を取得した場合、住宅家賃(非課税売上)に対応するものとして、本来は仕入税額控除の対象になりませんが、作務的な手法で課税売上を増やして仕入税額控除を適用する事例があることから、本年10月以後に取得した居住用賃貸建物は仕入税額控除制度の適用が認められないこととなります。ただし、本年3月末までに締結した契約に基づき取得したものは従前どおりです。

■この記事の詳細は、情報BOX201536

## 7月開始の自筆証書遺言保管の利用状況

本年7月10日から、自書で作成する遺言書(自筆証書遺言)を法務局に預けることができる「自筆証書遺言書保管制度」が開始されましたが、法務省によると、8月末時点で4970件の保管申請があり、そのうち4940件を保管しました。

本制度は、遺言者の住所地や本籍地、所有不動産の所在地を管轄する法務局に申請できます。また、申請などの手続きには予約が必要となり、手数料(保管申請の場合は3900円)がかかります。

なお、自筆証書遺言は、遺言者本人が遺言書の全文を自書する必要がありますが、本年1月13日から本文に添付する財産目録は、パソコンで作成するなど自書しなくてもよいことになりました。

## ★★★ 10月のチェックポイント ★★★

※社会保険料の「算定基礎届」に基づく標準報酬月額額は、原則10月支給給与から天引きします。なお、厚生年金保険の新たな等級(65万円)が追加されるので該当者に注意します。

※新型コロナの影響を考慮して、販売計画や資金需要(販売促進費や賞与など)を精査し、年末3カ月の資金繰りを確認します。コロナ関連の公的融資を含め早めに金融機関に相談します。

※年末の繁忙期に向けて、パート・アルバイトの手配は早めにしておきます。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 令和2年10月から実施される主な税制の概要

## ◆たばこ税の見直し

- ・たばこ税の税率について、平成30年10月1日から1本当たり1円ずつ三段階（平成30年10月1日、令和2年10月1日、令和3年10月1日）で引上げを実施します。
- ・加熱式たばこについて、紙巻たばこの税負担の差を縮小させるため、平成30年10月1日から課税方式が見直され、五段階（平成30年10月1日～令和4年10月1日）で引上げを実施します。
- ・軽量の葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）について、紙巻たばこと同等の税負担となるよう令和2年10月1日から課税方式を見直し、二段階（令和2年10月1日、令和3年10月1日）で引上げを実施します。

## ◆酒税率の見直し

- ・ビール系飲料（ビール、発泡酒、新ジャンル）の税率について、令和2年10月1日から三段階で見直し（ビール・発泡酒の税率引下げ、新ジャンルの税率引上げ）を実施し、令和8年10月1日に一本化します。
- ・醸造酒類（清酒、果実酒等）の税率について、清酒と果実酒との税率格差を解消するため、令和2年10月1日から二段階で見直し（清酒の税率引下げ、果実酒の税率引上げ）を実施し、令和5年10月1日に一本化します。

## 年末調整手続の電子化

- ・平成30年度税制改正により、保険料控除証明書及び住宅ローン控除申告書については令和2年10月1日以降に勤務先に提出するものから、年末残高等証明書については令和2年10月1日以降に交付を受けるものからそれぞれ電子データで提供できるよう手当てされ、年末調整手続の電子化に向けた施策が実施されます。

- ・年末調整手続の電子化とは、従業員が控除証明書等を電子データで取得して年末調整申告書データを作成すること、勤務先が従業員からの年末調整申告書データ及び控除証明書等データの提供を受けて年税額等の計算を行うことで、年末調整に係る事務負担を軽減するための施策です。
- ・従業員が勤務先に年末調整申告書に記載すべき事項を電子データにより提供するためには、勤務先があらかじめ給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、その承認を受ける必要があります。

## ◆電子帳簿等保存制度の見直し

- ・バックオフィスの効率化による企業等の生産性向上を図る観点から、電子的に受け取った請求書等をデータのまま保存する場合の要件（現行は、データの受領後遅滞なくタイムスタンプを付与、又は改ざん防止等のための事務処理規程を作成し運用）について、緩和（選択肢の追加）する見直しが行われました。
- ・令和2年10月1日以後に行う電磁的記録の保存について、発行者側のタイムスタンプが付与されたデータを受領、データの訂正・削除を行った場合にその記録が残るシステム、又は訂正・削除ができないシステムを利用していることが要件に加わります。

## ◆居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化

- ・居住用賃貸建物（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物で高額特定資産に該当するもの）に係る仕入税額については、住宅家賃（非課税売上）に対応するものとして、本来仕入税額控除の対象となるべきものではありませんが、近年、作為的な金の売買を継続して行う等の手法で意図的に多額の課税売上げを計上し課税売上割合を増加させることにより、仕入税額控除による還付を受けた上で課税売上割合が著しく変動した場合の調整措置の適用を免れる事例が散見されていることから、令和2年10月1日以後に行う居住用賃貸建物の仕入れについて、仕入税額控除制度の適用を認めないこととします。

- ・ただし、令和2年3月31日までの契約に基づき、同年10月1日以後に取得した居住用賃貸建物については、この改正は適用されません。

- ・上記により取得時の仕入税額控除が制限された居住用賃貸建物について、居住用賃貸建物の仕入れ等の日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合又は他の者に譲渡した場合には、それまでの貸付けの額及び譲渡の額を基礎として計算した額を、仕入れに係る消費税額に加算して調整します。